

平成19年度 法科大学院入学者選抜試験問題

民 事 法

1. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙の中を見てはいけません。
2. 試験時間は、民法、商法、民事訴訟法の3科目で130分です。
3. 試験中に問題用紙の印刷不鮮明や解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
4. 解答にあたっては、必ず黒か青のペン（鉛筆は不可）またはボールペンを使用してください。
5. 解答用紙に記入するときには、下記の点に注意してください。
 - (1) 受験番号・氏名を所定欄に記入してください。
 - (2) 民法の解答用紙は、3枚あります。2～3枚目の解答用紙にも受験番号・氏名を記入し、ホチキスは、はずさないで使用してください。
 - (3) 訂正する場合は、＝線で消すなどして、分かりやすく訂正してください。
 - (4) 解答用紙は、折り曲げたり汚したりしないでください。
6. 問題用紙の余白等は適宜利用してかまいません。
7. 試験終了後、問題用紙は持ち帰ってください。

【民法】

〔第1問〕（配点40点）

次の文章はある判決文の一部である。この判決は、民法上のどのような論点に関するもので、その論点に関して現在の最高裁は、どのような判断をしているかについて説明せよ（なお、解答用紙15行以内で記すこと）。

「本件ブルドーザーの修理は、一面において、上告人にこれに要した財産および労務の提供に相当する損失を生ぜしめ、他面において、被上告人に右に相当する利得を生ぜしめたもので、上告人の損失と被上告人の利得との間に直接の因果関係ありとすることができるのであって、本件において、上告人のした給付（修理）を受領した者が被上告人でなく訴外会社であることは、右の損失および利得の間に直接の因果関係を認めることの妨げとなるものではない。ただ、右の修理は訴外会社の依頼によるものであり、したがって、上告人は訴外会社に対して修理代金債権を取得するから、右修理により被上告人の受ける利得はいちおう訴外会社の財産に由来することとなり、上告人は被上告人に対し右利得の返還請求権を有しないのを原則とする（自然損耗に対する修理の場合を含めて、その代金を訴外会社において負担する旨の特約があるときは、同会社も被上告人に対して不当利得返還請求権を有しない）が、訴外会社の無資力のため、右修理代金債権の全部または一部が無価値であるときは、その限度において、被上告人の受けた利得は上告人の財産および労務に由来したものであるといえることができ、上告人は、右修理（損失）により被上告人の受けた利得を、訴外会社に対する代金債権が無価値である限度において、不当利得として、被上告人に返還を請求することができるものと解するのが相当である（修理費用を訴外会社において負担する旨の特約が同会社と被上告人との間に存したとしても、上告人から被上告人に対する不当利得返還請求の妨げとなるものではない）。」（最判昭和45年7月16日民集24巻7号909頁）

〔第2問〕（配点80点）

B所有の建物（時価5000万円）には、A₁のために第1順位の抵当権が設定され（債権額は4000万円）、A₂のために第2順位の抵当権が設定され（債権額は2000万円）、A₃のために第3順位の抵当権が設定されていた（債権額は1000万円）。その後、

Bは同建物をCに賃貸した。この場合において、次の設問に答えなさい（設問はそれぞれ独立したものである）。なお、被担保債権額は当初の債権額と同一と考えてよいものとする。

- (1) BC間の賃貸借は、その賃料が適正額を大幅に下回り、また、敷金が著しく高額とされているなど、抵当権の実行を妨害する目的が認められるものであった。A₁は、Cに対し、抵当権自体に基づく妨害排除請求として直接自己への建物の明渡しを求めることができるか。また、A₃が、Cに対し、これと同様の請求をすることができるか。〔配点40点〕
- (2) BからCに対する現在及び将来5年分の賃料債権がDに譲渡され、BからCに対し確定日付のある証書によってこの譲渡の通知がなされた。A₁は、抵当権に基づき、Dに譲渡された賃料債権を差し押さえて物上代位権を行使することができるか、判例の見解を踏まえつつ論じなさい。また、先取特権の物上代位について、「動産売買の先取特権者は、物上代位の目的債権が譲渡され、第三者に対する対抗要件が備えられた後においては、目的債権を差し押さえて物上代位権を行使することはできないものと解する」とした判例があるが、抵当権の場合とで違いがあるか検討しなさい。〔配点40点〕

【商法】

会社法における取締役の第三者に対する責任（放漫経営により会社が倒産した場合の、会社債権者に対する責任等。ただし、虚偽記載の責任は除く。）について、説明しなさい。〔配点40点〕

【民事訴訟法】

原告は、被告に対し、150万円の支払いを求めて訴えを提起した。その請求原因は、「原告は、被告に対し、平成18年6月1日に、中古自動車一台を150万円で売渡したが、その代金の支払いがない。」というものであった。訴状は被告に送達され、最初に開かれた口頭弁論期日に原告は出頭し、訴状を陳述した。

この口頭弁論期日において、被告が次のように対応したとき、各問に答えなさい。

1. 被告は、この口頭弁論期日に出頭せず、答弁書その他の準備書面も提出しなかった。この被告の対応は、原告の請求原因について、民事訴訟法上どのように取り扱われるかを記載し、その理由を説明しなさい。〔配点15点〕
2. 被告は、この口頭弁論期日に出頭し、「原告の請求は認める。」と述べた。この被告の対応は、原告の請求について、民事訴訟法上どのように取り扱われるかを記載し、その理由を説明しなさい。〔配点10点〕
3. 被告は、この口頭弁論期日に出頭しなかったが、答弁書を提出し、それには「原告の請求を棄却する。原告の言うとおりの売買がされたことは認めるが、他の借財の返済に追われ、支払ができない。」と記載されていた。この被告の対応は、2の場合と対比して、民事訴訟法上どのような差違を生じるかを記載し、その理由を説明しなさい。〔配点15点〕